

第 114 期 中 間 決 算 公 告

2024 年 12 月 26 日

福岡市中央区天神 2 丁目 13 番 1 号
株式会社 福 岡 銀 行
取締役頭取 五 島 久

中間貸借対照表(2024年 9 月 30 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	4,422,479	預 金	13,449,599
コ ー ル ロ ー ン	622,883	譲 渡 性 預 金	434,689
債券貸借取引支払保証金	558,626	コ ー ル マ ネ ー	1,850,581
買 入 金 銭 債 権	20,375	売 現 先 勘 定	938,104
特 定 取 引 資 産	136	債券貸借取引受入担保金	721,872
金 銭 の 信 託	6,775	借 用 金	3,658,965
有 価 証 券	3,443,079	外 国 為 替	2,638
貸 出 金	12,640,500	そ の 他 負 債	203,002
外 国 為 替	7,466	未 払 法 人 税 等	10,655
そ の 他 資 産	182,290	リ ー ス 債 務	3,943
そ の 他 の 資 産	182,290	資 産 除 去 債 務	123
有 形 固 定 資 産	144,422	そ の 他 の 負 債	188,279
無 形 固 定 資 産	13,136	睡眠預金払戻損失引当金	1,839
前 払 年 金 費 用	24,552	株 式 給 付 引 当 金	48
繰 延 税 金 資 産	10,577	再評価に係る繰延税金負債	22,853
支 払 承 諾 見 返	35,602	支 払 承 諾	35,602
貸 倒 引 当 金	△101,217	負 債 の 部 合 計	21,319,798
		(純資産の部)	
		資 本 金	82,329
		資 本 剰 余 金	60,480
		資 本 準 備 金	60,479
		そ の 他 資 本 剰 余 金	1
		利 益 剰 余 金	485,068
		利 益 準 備 金	46,520
		そ の 他 利 益 剰 余 金	438,547
		固定資産圧縮積立金	307
		別 途 積 立 金	144,220
		繰 越 利 益 剰 余 金	294,020
		株 主 資 本 合 計	627,878
		その他の有価証券評価差額金	29,015
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	3,747
		土 地 再 評 価 差 額 金	51,249
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	84,012
		純 資 産 の 部 合 計	711,890
資 産 の 部 合 計	22,031,689	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	22,031,689

中間損益計算書

2024 年 4 月 1 日から
2024 年 9 月 30 日まで

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		152,955
資 金 運 用 収 益	122,808	
(うち貸出金利息)	(66,093)	
(うち有価証券利息配当金)	(40,307)	
役 務 取 引 等 収 益	22,960	
特 定 取 引 収 益	8	
そ の 他 業 務 収 益	1,786	
そ の 他 経 常 収 益	5,391	
経 常 費 用		103,127
資 金 調 達 費 用	49,195	
(うち預金利息)	(5,592)	
役 務 取 引 等 費 用	11,435	
そ の 他 業 務 費 用	7,201	
営 業 経 費	33,854	
そ の 他 経 常 費 用	1,440	
経 常 利 益		49,828
特 別 利 益		834
固 定 資 産 処 分 益	834	
特 別 損 失		89
固 定 資 産 処 分 損	69	
減 損 損 失	19	
税 引 前 中 間 純 利 益		50,572
法人税、住民税及び事業税	11,573	
法 人 税 等 調 整 額	2,245	
法 人 税 等 合 計		13,819
中 間 純 利 益		36,753

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

また、外貨建その他有価証券(債券)の換算差額については、外国通貨による時価を中間決算時の為替相場で換算した金額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額(外貨ベースでの評価差額を中間決算時の直物為替相場で換算した金額)を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物については、定額法、その他の有形固定資産については、定率法を採用し、それぞれ年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：3年～50年

その他：2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、原則としてリース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権

の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、景気予測に基づくデフォルト率を正常先 10 区分、要注意先 6 区分、破綻懸念先 1 区分の計 17 区分で推計し、主として今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：発生時に全額を処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(4) 株式給付引当金

株式給付引当金は、取締役等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、当中間期末における株式給付債務の見込額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 24 号 2022 年 3 月 17 日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 25 号 2020 年 10 月 8 日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

8. グループ通算制度の適用

当行は、グループ通算制度を適用しております。

9. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託の解約・償還に伴う損益について、期中収益分配金等を含めた投資信託全体で利益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損失の場合はその金額を「その他業務費用」の国債等債券償還損に計上しております。

会計方針の変更

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日)等を当
中間会計期間の期首から適用しております。なお、当該適用による中間財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式(及び出資金)総額 23,083 百万円

2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券はありません。

無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保と
いう方法で自由に処分できる権利を有する有価証券が、「有価証券」中の国債に合計 339,727 百万円含
まれております。

3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。な
お、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部
について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)
によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未收利息及び仮払金並びに支払承諾見返
の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券
(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	27,842 百万円
危険債権額	82,682 百万円
三月以上延滞債権額	938 百万円
貸出条件緩和債権額	57,560 百万円
合計額	169,023 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等
の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約
に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに
準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で
破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支
払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権
及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認
会計士協会業種別委員会実務指針第 24 号 2022 年 3 月 17 日)に基づき金融取引として処理しておりま
す。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分
できる権利を有しておりますが、その額面金額は 17,291 百万円であります。

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	3,225,453 百万円
貸出金	3,222,616 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	27,667 百万円
売現先勘定	938,104 百万円
債券貸借取引受入担保金	721,872 百万円
借用金	3,586,200 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保等として、現金預け金 3,318 百万円、有価証券 84,962 百万円
及びその他の資産 105 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、先物取引差入証拠金 193 百万円、金融商品等差入担保金 32,812 百万円及
び保証金 1,792 百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」
(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 24 号 2022 年 3 月 17 日)に基づき金融取引として処理
しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替等はありません。

6. 当座貸越契約及び貸付金等に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受け

た場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,514,090 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が3,127,683 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める算定方法に基づいて、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額(路線価)を基準として時価を算出。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 87,332 百万円
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は15,437 百万円であります。
10. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、10.85%であります。

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益4,192 百万円及び貸倒引当金戻入益595 百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、株式等売却損547 百万円及び信用保証協会責任共有制度負担金154 百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券(2024年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(2024年9月30日現在)

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、全て市場価格のない株式等であります。その中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	中間貸借対照表 計上額(百万円)
子会社株式・子法人等株式	23,058
関連法人等株式	—

3. その他有価証券(2024年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えるも の	株式	168,167	56,433	111,734
	債券	219,009	218,251	757
	国債	203,356	202,734	621
	地方債	4,258	4,250	8
	社債	11,394	11,267	127
	その他	841,562	811,698	29,864
	小計	1,228,739	1,086,383	142,356
中間貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えない もの	株式	768	921	△152
	債券	1,599,717	1,678,024	△78,306
	国債	1,358,368	1,427,610	△69,242
	地方債	66,254	67,746	△1,492
	社債	175,094	182,666	△7,571
	その他	513,931	539,401	△25,469
	小計	2,114,418	2,218,346	△103,928
合計		3,343,158	3,304,730	38,427

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表 計上額(百万円)
非上場株式	8,463
組合出資金	68,398

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形取引所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託(2024年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(2024年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(百万円)	うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(百万円)
その他の金銭の信託	3,680	3,680	—	—	—

（注）「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	27,037 百万円
退職給付引当金	687
有価証券償却	3,590
減価償却	1,789
その他	3,983
繰延税金資産小計	37,088
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,108
評価性引当額小計	△4,108
繰延税金資産合計	32,979
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△10,526
退職給付信託設定益	△6,787
退職給付信託返還有価証券	△2,978
固定資産圧縮積立金	△402
繰延ヘッジ損益	△1,636
その他	△69
繰延税金負債合計	△22,402
繰延税金資産の純額	10,577 百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	962 円 7 銭
1株当たりの中間純利益金額	49 円 66 銭

中間連結貸借対照表(2024年 9 月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	4,422,977	預 金	13,442,651
コールローン及び買入手形	622,883	譲 渡 性 預 金	376,989
債券貸借取引支払保証金	558,626	コールマネー及び売渡手形	1,850,581
買 入 金 銭 債 権	42,215	売 現 先 勘 定	938,104
特 定 取 引 資 産	136	債券貸借取引受入担保金	721,872
金 銭 の 信 託	6,775	借 用 金	3,661,984
有 価 証 券	3,438,654	外 国 為 替	2,638
貸 出 金	12,628,209	そ の 他 負 債	218,962
外 国 為 替	7,466	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,102
そ の 他 資 産	190,077	睡眠預金払戻損失引当金	1,839
有 形 固 定 資 産	144,613	株 式 給 付 引 当 金	48
無 形 固 定 資 産	13,790	再評価に係る繰延税金負債	22,853
退 職 給 付 に 係 る 資 産	42,874	支 払 承 諾	1,192,553
繰 延 税 金 資 産	14,534	負 債 の 部 合 計	22,432,181
支 払 承 諾 見 返	1,192,553	(純 資 産 の 部)	
貸 倒 引 当 金	△128,019	資 本 金	82,329
		資 本 剰 余 金	60,587
		利 益 剰 余 金	526,507
		株 主 資 本 合 計	669,424
		その他有価証券評価差額金	29,015
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	3,747
		土 地 再 評 価 差 額 金	51,249
		退職給付に係る調整累計額	12,752
		その他の包括利益累計額合計	96,764
		純 資 産 の 部 合 計	766,188
資 産 の 部 合 計	23,198,370	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	23,198,370

中間連結損益計算書

2024 年 4 月 1 日から
2024 年 9 月 30 日まで

(単位：百万円)

科 目										金 額					
経	常				収	益				157,726					
	資	金		運	用	収	益		122,824						
	(	う	ち	貸	出	金	利	息	)	(	66,109)				
	(	う	ち	有	価	証	券	利	息	配	当	金	)	(	40,307)
	役	務		取	引	等		収	益	23,263					
	特	定		取	引			収	益	8					
	そ	の		他	業	務		収	益	6,226					
	そ	の		他	経	常		収	益	5,403					
経	常				費	用				105,146					
	資	金		調	達	費		用	49,210						
	(	う	ち	預	金	利	息	)	(	5,591)					
	役	務		取	引	等		費	用	8,083					
	そ	の		他	業	務		費	用	7,201					
	営	業		経		費		用	37,431						
	そ	の		他	経	常		費	用	3,218					
経	常				利	益				52,580					
特	別				利	益				834					
	固	定		資	産	処		分	益	834					
特	別				損	失				96					
	固	定		資	産	処		分	損	77					
	減	損		損		失		19							
税	金	等	調	整	前	中	間	純	利	益	53,317				
法	人	税	、	住	民	税	及	び	事	業	税	12,580			
法	人	税	等	調	整		額		2,126						
法	人	税	等	合		計		14,707							
中	間				純	利		益		38,610					
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	中	間	純	利	益	38,610

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 11 社

主要な会社名

ふくぎん保証株式会社

株式会社 F F G カード

ふくおか債権回収株式会社

② 非連結の子会社及び子法人等 9 社

主要な会社名

F F G ベンチャー投資事業有限責任組合第 1 号

F F G ベンチャー投資事業有限責任組合第 1 号他 8 社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

③ 他の会社等の議決権(業務執行権)の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社及び子法人等としなかった当該他の会社等 5 社

投資事業等を営む非連結の子会社及び子法人等が、事業再生等を図りキャピタルゲイン獲得を目的として出資したものであり、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 22 号)第 16 項の要件を満たしているため、子会社及び子法人等として取り扱っておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 9 社

主要な会社名

F F G ベンチャー投資事業有限責任組合第 1 号

④ 持分法非適用の関連法人等

会社名

九州オープンイノベーション 2 号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9 月末日 8 社

12 月末日 3 社

② 12 月末日を中間決算日とする連結される子会社及び子法人等については、9 月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

また、外貨建その他有価証券(債券)の換算差額については、外国通貨による時価を中間決算時の為替相場で換算した金額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額(外貨ベースでの評価差額を中間決算時の直物為替相場で換算した金額)を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

建物については、主として定額法、その他の有形固定資産については、定率法を採用し、それぞれ年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：3年～50年

その他：2年～20年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、原則としてリース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、景気予測に基づくデフォルト率を正常先10区分、要注意先6区分、破綻懸念先1区分の計17区分で推計し、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金については、貸倒実績率等に基づく処理を行っております。

- (6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- (7) 株式給付引当金の計上基準
株式給付引当金は、取締役等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、当中間連結会計期間末における株式給付債務の見込額を計上しております。
- (8) 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用：発生時に全額を処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理
なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (9) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
当行及び連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (10) 重要なヘッジ会計の方法
① 金利リスク・ヘッジ
当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年3月17日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
② 為替変動リスク・ヘッジ
当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号2020年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。
- (11) グループ通算制度の適用
当行及び一部の国内の連結される子会社は、グループ通算制度を適用しております。
- (12) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
投資信託の解約・償還に伴う損益について、期中収益分配金等を含めた投資信託全体で利益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損失の場合はその金額を「その他業務費用」の国債等債券償還損に計上しております。

会計方針の変更

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。なお、当該適用による中間連結財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式(及び出資金)総額(連結子会社及び連結子法人等の株式(及び出資金)を除く) 18,633百万円
2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券はありません。

無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で(再)担保に差し入れている有価証券は339,727百万円であります。

3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	32,077 百万円
危険債権額	82,684 百万円
三月以上延滞債権額	938 百万円
貸出条件緩和債権額	57,560 百万円
合計額	173,262 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は17,291百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	3,225,453 百万円
貸出金	3,222,616 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	27,667 百万円
売現先勘定	938,104 百万円
債券貸借取引受入担保金	721,872 百万円
借入金	3,586,200 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保等として、現金預け金3,318百万円、有価証券84,962百万円及びその他資産105百万円を差し入れております。

非連結の子会社及び子法人等の借入金等にかかる担保提供資産はありません。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金193百万円、金融商品等差入担保金32,812百万円及び保証金1,824百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替等はありません。

6. 当座貸越契約及び貸付金等に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,512,554百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が3,126,147百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も

定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める算定方法に基づいて、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額(路線価)を基準として時価を算出。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 87,865百万円
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は15,437百万円であります。
10. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準)は、11.02%であります。

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益4,192百万円を含んでおります。
2. 「営業経費」には、給料・手当14,312百万円、退職給付費用△1,262百万円及び業務委託費3,972百万円を含んでおります。
3. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額2,057百万円及び株式等売却損547百万円を含んでおります。
4. 中間包括利益 12,124百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注1)参照)。また、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する科目及び「中間連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券 その他有価証券(*1)	3,343,158	3,343,158	—
(2) 貸出金 貸倒引当金(*2)	12,628,209 △125,134		
	12,503,075	12,559,205	56,130
資産計	15,846,233	15,902,363	56,130
(1) 預金	13,442,651	13,441,869	△782
(2) 譲渡性預金	376,989	376,892	△96
(3) 借入金	3,661,984	3,621,989	△39,995
(4) 社債	—	—	—
負債計	17,481,624	17,440,750	△40,874
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	4,397	4,397	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(6,579)	(6,579)	—
デリバティブ取引計	(2,181)	(2,181)	—

(*1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	8,463
組合出資金(*3)	68,398

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について3百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	1,561,725	—	—	1,561,725
地方債	—	70,512	—	70,512
社債	—	161,235	25,254	186,489
株式	168,936	—	—	168,936
外国債券	173,694	781,287	335	955,317
その他(*1)	138,556	210,197	21,715	370,469
資産計	2,042,912	1,223,233	47,305	3,313,451
デリバティブ取引(*2)				
金利関連	—	8,948	—	8,948
通貨関連	—	△11,385	—	△11,385
株式関連	—	—	—	—
債券関連	—	—	—	—
商品関連	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	255	—	255
デリバティブ取引計	—	△2,181	—	△2,181

(*1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は15,627百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は14,080百万円であります。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
貸出金	—	—	12, 559, 205	12, 559, 205
資産計	—	—	12, 559, 205	12, 559, 205
預金	—	13, 441, 869	—	13, 441, 869
譲渡性預金	—	376, 892	—	376, 892
借入金	—	3, 621, 989	—	3, 621, 989
社債	—	—	—	—
負債計	—	17, 440, 750	—	17, 440, 750

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル 1 の時価に分類しております。主に上場株式、国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル 2 の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル 2 の時価に分類しております。

相場価格が利用できない場合には、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、市場金利に、内部格付に準じた債務者区分ごとの予想損失率に基づく信用リスク要因等を上乘せした利率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル 3 の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、主として、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、市場金利に、内部格付に準じた貸出金の種類及び債務者区分ごとの予想損失率に基づく信用リスク要因等を上乘せした利率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル 3 の時価に分類しております。将来キャッシュ・フローの見積もりは、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、次の金利期日を満期日とみなしております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル 3 の時価に分類しております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル 3 の時価に分類しております。

負債預金及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを見積もり、新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。

借入金

借入金については、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、市場金利に市場価格のある社債等から推定される当行の信用リスク要因等を上乗せした利率で割り引いた現在価値を時価としております。これらについては、時価に対して観察できないインプットの影響額が重要な場合にはレベル3の時価、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。将来キャッシュ・フローの見積もりは、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、次の金利期日を満期日とみなしております。

社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格のある社債は市場価格によっております。市場価格のない社債は、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、市場金利に市場価格のある社債等から推定される当行の信用リスク要因等を上乗せした利率で割り引いた現在価値を時価としております。市場価格のある社債はレベル2の時価に分類し、市場価格のない社債は、レベル3の時価に分類しております。将来キャッシュ・フローの見積もりは、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、次の金利期日を満期日とみなしております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法やオプション価格計算モデル等により算出した価額をもって時価としております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、市場金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。

店頭取引のうち、観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しております。また、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(注2)時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2024年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
有価証券				
その他有価証券				
社債				
私募債・ 特定社債	割引現在 価値法	倒産確率	0.05% — 7.18%	0.29%
		倒産時の損失率	20.00% — 100.00%	96.28%
外国債券				
円建証券化	割引現在 価値法	倒産確率	0.05%	0.05%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2024年9月30日）

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売 却、発行及 び決済の純 額	レベル3の 時価への振 替	レベル3の 時価からの 振替	期末 残高	当期の損益 に計上した 額のうち中 間連結貸借 対照表日 において保有 する金融資 産及び金融 負債の評価 損益
		損益に 計上 (※1)	その他の 包括利益に 計上 (※2)					
有価証券								
その他 有価証券								
社債	22,799	0	19	2,435	—	—	25,254	—
外国債券	406	0	△1	△69	—	—	335	—
その他	25,614	—	△1	△3,897	—	—	21,715	—

(※1) 主に中間連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(※2) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行では、リスク管理部門(ミドル・オフィス)及び市場事務管理部門(バック・オフィス)において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各部門が時価を算定しております。算定された時価は、各部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や価格の時系列推移の分析、当行で算出した推定値との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

倒産確率

倒産確率は、倒産事象が発生する可能性を示す推定値であります。倒産確率の大幅な上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

倒産時の損失率

倒産時の損失率は、倒産時において発生すると見込まれる損失の、債券の残高合計に占める割合を示す推定値であります。倒産時の損失率の大幅な上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券(2024年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. その他有価証券(2024年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	168,167	56,433	111,734
	債券	219,009	218,251	757
	国債	203,356	202,734	621
	地方債	4,258	4,250	8
	社債	11,394	11,267	127
	その他	841,562	811,698	29,864
	小計	1,228,739	1,086,383	142,356
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	768	921	△152
	債券	1,599,717	1,678,024	△78,306
	国債	1,358,368	1,427,610	△69,242
	地方債	66,254	67,746	△1,492
	社債	175,094	182,666	△7,571
	その他	513,931	539,401	△25,469
	小計	2,114,418	2,218,346	△103,928
合計		3,343,158	3,304,730	38,427

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形取引所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託(2024年9月30日現在)
該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(2024年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間貸借対 照表計上額が取 得原価を超える もの (百万円)	うち中間貸借対 照表計上額が取 得原価を超えな いもの (百万円)
その他の金銭 の信託	3,680	3,680	—	—	—

(注)「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総資産に占める割合が僅少であるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 1,035 円 45 銭
1株当たりの中間純利益金額 52 円 17 銭